平成２７年（フ）第５２８０号
大阪府枚方市藤阪北町22番５―606号
破産者　瓜生　悦子
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２号
大阪府枚方市交北３丁目２番24―301号、前住所大阪府枚方市尊延寺５丁目30番11号
破産者　羽根田昌昭
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５８号
大阪府泉大津市東助松町２丁目１の３、開始決定時の住所堺市西区浜寺船尾町東４丁27番マンションヤマニシ302号室
破産者　八切　敏夫
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
盛岡市三ツ割３丁目13番５号
破産者　近谷　文夫
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１７１７号
横浜市西区浅間町４丁目338番地２　藤和シティコープ浅間町804号、開始決定時の住所横浜市西区北幸２丁目15番15―601号
破産者　米山　　智
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９８５号
横浜市保土ケ谷区上菅田町106番地44　西谷ハイツ205号
破産者　中村　昌敏
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目７番地４　パークホームズ705
破産者　小関　　学
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９号
横浜市鶴見区駒岡４丁目５番25号　サマーハイツＢ201
破産者　枝並　弘二
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４１号
新潟市中央区三和町６番９号
破産者　森川　洋子
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
新潟市中央区鐙１丁目１番22号　パンション駅南1518号、前住所新潟市中央区関屋金鉢山町95番地１　アビタシオン金鉢山201号
破産者　黒田　浩志
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０４号
福井市二の宮５丁目９番28号　ハイツ二の宮103号
破産者　長谷川雅充
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
福井市城東４丁目25番18号、旧住所福井市豊岡２丁目３番25号
破産者　グッドリペアこと　中山　昭則
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
福井市松本２丁目４番３号
破産者　本島　隆雄
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
福井市居倉町第40号７番地
破産者　東本　眞一
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
岐阜県下呂市金山町祖師野182番地６、前住所岐阜県下呂市金山町祖師野183番地６
破産者　田口美穂子
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９２号
静岡県沼津市大岡649番地、開始決定時の住所静岡県駿東郡清水町徳倉1696番地の２
破産者　谷山　正男
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地　25―304号、前住所神戸市須磨区友が丘１丁目66番地　539号
破産者　豊川　佳枝（旧姓小野・小林・平原）
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１号
神戸市西区伊川谷町有瀬31番地の１　ファルファーラ伊川谷407号
破産者　濱崎　賀美（旧姓津川・佐藤）
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係